（登記事務委任規則の一部改正）

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三十三条　鹿児島地方法務局川内支局、鹿屋支局、奄美支局、霧島支局、知覧支局、種子島出張所、出水出張所、曽於出張所及び南さつま出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、鹿児島地方法務局で取り扱わせる。 ２　［略］	**第三十三条**　鹿児島地方法務局川内支局、鹿屋支局、奄美支局、霧島支局、知覧支局、種子島出張所、屋久島出張所、出水出張所、曽於出張所及び南さつま出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、鹿児島地方法務局で取り扱わせる。 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

［略］			
	種子島	鹿児島県 西之表市	鹿児島県の内 西之表市 熊毛郡の内 中種子町 南種子町

［同上］			
	種子島	鹿児島県 西之表市	鹿児島県の内 西之表市 熊毛郡の内 中種子町 南種子町
	屋久島	鹿児島県 熊毛郡 屋久島町	鹿児島県の内 熊毛郡の内 屋久島町

附　則

この省令は、令和七年七月二十二日から施行する。

○厚生労働省令第六十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十日

厚生労働大臣　福岡　資麿